

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月6日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要  
瀬谷第二小学校 3階流し排水管破損修繕
- 2 履行場所  
横浜市瀬谷区橋戸二丁目41番地の1  
横浜市立瀬谷第二小学校
- 3 契約日  
令和8年3月18日
- 4 履行日又は履行期間  
令和8年3月31日
- 5 契約金額  
66,000円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
横浜市保土ヶ谷区仏向西25番3号  
有限会社イワック
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
校舎南棟東側3階流し排水管と掃除口が老朽化により破損したため直下の天井から大量の水が漏れ、廊下まで水浸しになっている。早急に対応しなければ、天井ボードの落下や児童が転倒する恐れがあるため、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管  
横浜市立瀬谷第二小学校